

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 嘱託職員給与規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

令和 4 年 3 月 8 日 改正

令和 5 年 6 月 5 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）嘱託職員就業規則第 20 条の規定に基づき、この法人の事務局嘱託職員の給与に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(給与の基本原則)

第 2 条 職員の給与は、相模原市行政職給料表又は町田市行政職給料表若しくは相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び同施行規則又は町田市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例のいずれかの給与を標準とし、これを参考に代表理事（会長）が別に定めるものとする。

(規程の適用範囲)

第 3 条 この規程は、この法人の事務局に勤務する嘱託職員（以下、職員という。）に適用する。

(給与の種類)

第 4 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、職域手当、時間外勤務手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第 5 条 職員の給与は、毎月 20 日に支給する。

2 前項に定める支給日が休日の場合は、支給日を順次前日に繰り上げるものとする。

(給与の支給方法)

第 6 条 給与のうち当月分の基本給並びに前月分の職域手当、時間外勤務手当及び通勤手当は、前条第 1 項に定める支給日に支給する。

2 新規に採用された職員及び復職した職員の発令当月の基本給は、出勤日から日割計算によって支給する。

3 職員が退職した場合の基本給はその日まで日割計算によって支給し、職員が死亡した場合の基本給はその月の末日まで支給する。

4 職員の給与は、法令によってその職員の給与から控除すべきものの金額を控除した残額を、通貨によって直接当該職員に支給する。

5 前項の規定は、本人の申し出により本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法をもって給与を支払うことができる。

(基本給)

第 7 条 職員の基本給は、本人の能力（知識、技能、体力、成績）、職務、資格及び勤務成績等を考慮して決定する。

(昇給)

第 8 条 昇給は、原則として毎年 4 月 1 日をもって、基本給について行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が現に受けている俸給を受けるに至ったときから 12 か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、昇給させることができる。

(時間外手当)

第 9 条 就業規則第 12 条第 1 項の規定により職員に時間外又は休日に勤務を命じたときは、その時間外又は休日の勤務時間に対して、次の各号に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

- (1) 当該時間外勤務が所定労働時間を超えて行われた場合は、所定の 1 時間当たり基本給の額に 1.25 を乗じて得た額にその超えた時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。
- (2) 前号の時間外勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間に行われた場合は、その時間につき、所定の 1 時間当たり基本給の額に 1.5 を乗じて得た額に当該時間数を乗じて得た額とする。ただし、次号に定める時間数を除く。
- (3) 休日（勤務を要しない日）に勤務が行われた場合は、所定の 1 時間当たり基本給の額に 1.35 を乗じて得た額に当該休日勤務時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。
- (4) 前号に掲げる休日の時間外勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間に行われた場合は、その時間につき所定の 1 時間当たりの基本給の額に 1.6 を乗じて得た額。

- 2 嘱託職員就業規則第 12 条第 3 項における代休が付与された場合、代休の日は無給とする。ただし休日勤務時間数に 0.35 を乗じて得た割増賃金のみ支払う

- 3 第 1 項に定める「所定の 1 時間当たりの基本給の額」は、当該時間外勤務等を行った職員のその月の基本給と職域手当の額を、所定労働時間数で除して得た金額とする。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける者には時間外勤務手当を支給しない。

(通勤手当)

第 10 条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合又は自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする場合に、月額により交通費を支給する。

- 2 前項の有料の交通機関を利用する場合の支給額は交通費の実費とする。ただし、通勤定期購入等のために必要な場合は、必要な範囲で数か月分を一括して前渡しすることができるものとする。

- 3 第 1 項の自動車等を使用する場合の支給額は、次の表 1 に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額とする。ただし、週所定労働日数が 4 日以下の場合は次の表 2 の割合を乗じて得た額とする。

- 4 第 1 項の自動車等を使用する場合、職員の住居から勤務地までの距離が片道 2 キロメートル未満の場合は、交通費を支給しない。

表 1

自動車等の片道の使用距離	支給額
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円

10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
35 キロメートル以上	20,000 円

表 2

週所定労働日数	乗じる割合
4 日	0.8
3 日	0.6
2 日	0.4
1 日	0.2

- 5 月の途中で採用された職員の通勤手当は、採用の日から日割により支給する。
- 6 月の途中で順路又は利用交通機関の変更等が生じた場合は、通勤手当の額の変更は届け出のあった翌月から行う。
- 7 通勤手当の支給額は、月額 2 万円を限度とする。

(給与の減額)

第 11 条 欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条第 3 項に定める「所定の 1 時間当たり基本給の額」を減額して給与を支給することができる。

(欠勤者の給与)

第 12 条 職員の欠勤期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤の理由が業務上の負傷又は疾病によるものであるときは、事情により 6 か月以内の期間、本俸の一部を支給することができる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。